

市営住宅の入居者を公募しています

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

次のとおり、平成 30 年 12 月 3 日（月）から入居可能となる、市営住宅の入居者を募集しています。

※市営住宅管理委員会での審査の後、入居者を決定します。

募集対象住宅 大沢市営住宅（RC 造中層耐火 4 階建て）3 戸 所在地 下田市大沢 15-1

建築年度	平成 8 年度	平成 6 年度	平成 8 年度
部屋番号	124 号	132 号	218 号
階数	2 階	3 階	1 階
部屋の構成	3 L D K (70.9 m ²) リビング・ダイニング 9.3 帖 洋間 6 帖 × 2、和室 6 帖 キッチン、浴室、トイレ(洋式)	3 L D K (72.7 m ²) リビング・ダイニング 11 帖 洋間 6 帖 × 2、和室 6 帖 キッチン、浴室、トイレ(洋式)	3 L D K (65.0 m ²) リビング・ダイニング 7.3 帖 洋間 6 帖 × 2、和室 4.5 帖 キッチン、浴室、トイレ(洋式)
家賃(※)	25,500 円～ 58,500 円	25,400 円～ 58,500 円	23,300 円～ 53,700 円
備考	連帯保証人 2 人、敷金 3 か月（入居時の家賃で算定）、共益費別途負担 テレビ視聴の加入料等別途負担、駐車場あり（1 台分）月額 3,000 円、ペット不可		

※家賃は目安です。毎年度、所得等に応じて見直しを行います。

申込資格

- ・市内に住所または勤務場所がある方。
- ・申込者本人のほか同居しようとする親族がいる方。
※60 歳以上や障害のある方等は、日常生活において支障がない場合に限り、単身でも申込みことができます。
- ・現に住宅に困窮している事が明らかな方。
- ・市税を滞納していない方。
- ・申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない方。
- ・申込者及び同居者の所得により入居の制限があります。



申込手続 申込用紙等は建設課都市住宅係窓口で配布します。期限までに必要書類を提出してください。

申込期限 10 月 19 日（金）

対象となる主なばかり

- ・ 商店や市、行商等で商品の売買に使用するばかり
- ・ 病院・薬局等で調剤に使用するばかり
- ・ 宅配便の取次店で荷物の計量を計っているばかり

問合せ先 産業振興課産業振興係 ☎223914

検査日	時間	場所
10/22 (月)	14 時～16 時	須崎漁民会館
10/23 (火)	9 時 30 分～正午	落合浄水場
	13 時 30 分～16 時	朝日公民館
10/24 (水)	9 時 30 分～16 時	道の駅 開国下田みなと
10/25 (木)	9 時 30 分～16 時	
10/26 (金)	9 時 30 分～正午	

はかりの定期検査を実施します

計量法に基づき平成 30 年度の計量器（ばかり）の定期検査を行います。

商取引又は証明行為に使用している「ばかり」は、2 年に 1 回定期検査を受けなければなりません。

今年左記の日程で検査を実施しますので、最寄りの会場へ必ず受検してください。

・ 病院や医院、保育園や幼稚園、学校、福祉施設等で健康診断に使用するばかり

・ 学校や福祉施設等で給食用食材の納品時に検収用を使用するばかり

・ 農業や漁業等に從事する人が、農産物や水産物等の計り売りまたは出荷のために使用するばかり

工場、事業所等が原材料の購入や製品の販売、出荷のために使用するばかり

前回は受検された方には、約 1 週間前までに計量器定期検査通知書が郵送されますので、当日持参してください。

この検査を受けずにはかりを使ったり、不合格器物を使っていると法律により罰せられますので、忘れずに受検してください。

新規に「ばかり」を購入された方などで、検査通知書が無い方でも、最寄りの会場へ必ず受検してください。

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付の御協力をお願いいたします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦）☎2218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方が、決められた納期限までに市税を納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、県と連携して納期内納付をされている方との公平性を保つため、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少する一方、市税の滞納が高い水準にあります。平成 29 年度の徴収率は、92.7 %と前年度に比べ増加しておりますが、依然厳しい状況にあります。

滞納は市の財政を圧迫し、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

(単位：100 万円)

年度	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,913	2,836	97.4%	2,908	2,845	97.8%	2,907	2,846	97.9%
滞納繰越	377	119	31.5%	290	85	29.3%	236	69	29.3%
合計	3,290	2,955	89.8%	3,198	2,930	91.6%	3,143	2,915	92.7%

※金額は、一般会計市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の決算数値

【滞納処分の強化について】

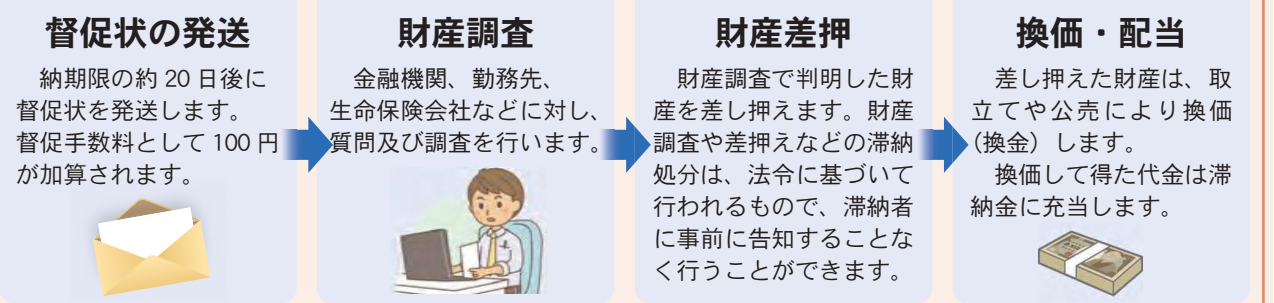
税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対し、差押などの滞納処分を行います。また、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携し、徹底した財産調査を行い、差押、捜索、公売などの滞納処分の強化を図ります。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、徹底した滞納処分を行います。

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年度	移管件数	差押等による徴収金額
平成 26 年度	15 件	18,322 千円
平成 27 年度	15 件	57,526 千円
平成 28 年度	20 件	28,515 千円
平成 29 年度	15 件	8,080 千円

～滞納処分の流れ～



【「賀茂地方税債権整理回収協議会」の取組】

平成 28 年 4 月から、静岡県と賀茂地域 6 市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、捜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

2 年間の取組の結果、市全体の収入率は 4.5% 向上し、収入未済額は 2 億円縮減しました。この協議会は、当初 2 年間の設置を予定していましたが、さらに 2 年延長し、引き続き賀茂地域全体の徴収体制の適正化に取り組んでいきます。

【困ったときには、早めの相談を！】

病気や失業、事業の廃止などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係（窓口⑦）へご相談ください。